

生活道路拡幅整備推進事業に係る助成金一覧

【用地寄附に伴う支障物件の撤去等に係る助成金】

運用

支障物件	工事の種類別	内 容		単 位	金 額
門、塀等	撤去費	拡幅用地等にある門、塀等を撤去する費用 (H \geq 0.50mで適用)		1m当たり	14,100円
					基礎部分を含まない場合は 3,300円
	移設費	拡幅用地等にある門、塀等を当該拡幅用地等と一体で利用していた敷地の一部に移設する費用 (H \geq 0.50mで適用)	従前の門、塀等を再使用する場合	1m当たり	6,800円
			新たな門、塀等を設置する場合	1m当たり	20,000円
					基礎部分を含まない場合は 4,500円
柵	撤去費	拡幅用地等にある柵を撤去する費用		1m当たり	1,900円
					基礎部分を含まない場合は 1,100円
	移設費	拡幅用地等にある柵を当該拡幅用地等と一体で利用していた敷地の一部に移設する費用	従前の柵を再使用する場合	1m当たり	5,300円
			新たな柵を設置する場合	1m当たり	9,800円
					基礎部分を含まない場合は 6,800円
樹木	撤去費	拡幅用地等にある樹木を撤去する費用		低木1本当たり	800円
				中木1本当たり	2,000円
				高木1本当たり	19,200円
	移植費	拡幅用地等にある樹木を拡幅用地等と一体で利用していた敷地の一部に移植する費用		低木1本当たり	1,100円
				中木1本当たり	2,500円
				高木1本当たり	22,100円
擁壁	撤去費	拡幅用地等にある擁壁を撤去する費用 ※C Bは擁壁の単価を適用しない。 (「門、塀等」の単価を適用する。)	高さ 0.5m以上 1.0m未満	1m当たり	7,800円
			高さ 1.0m以上 1.5m未満	1m当たり	18,700円
			高さ 1.5m以上	1m当たり	25,400円
	移設費	拡幅用地等にある擁壁を拡幅用地等と一体で利用していた敷地の一部に移設する費用(従前の擁壁を再使用できず、新たな擁壁を設置する場合を含む。) ※C Bは擁壁の単価を適用しない。 (「門、塀等」の単価を適用する。)	高さ 0.5m以上 1.0m未満	1m当たり	15,100円
			高さ 1.0m以上 1.5m未満	1m当たり	36,400円
			高さ 1.5m以上	1m当たり	53,100円
下水道管	移設費	拡幅用地等にある下水道管を拡幅整備に支障のない位置(深さ800mm)に移設する費用		1m当たり	12,400円
公共汚水樹	移設費	拡幅用地等にある公共汚水樹を拡幅用地等と一体で利用していた敷地の一部に移設する費用		1箇所	18,300円
水道管	移設費	拡幅用地等にある水道管を拡幅整備に支障のない位置(深さ800mm)に移設する費用		1m当たり	4,600円
量水器	移設費	拡幅用地等にある量水器を拡幅用地等と一体で利用していた敷地の一部に移設する費用		1箇所	30,900円
ガス管	移設費	拡幅用地等にあるガス管を拡幅整備に支障のない位置(深さ800mm)に移設する費用		1m当たり	5,000円

【自主管理における拡幅整備に係る助成金】

工事の種類別	内 容	単 位	金 額
舗装工事費	拡幅用地等における舗装工事費用	1㎡当たり	3,100円
縁石設置費	敷地と拡幅用地等との境界に沿って当該敷地の一部に縁石を設置する費用	1m当たり	4,300円

- 「低木」とは、樹高0.5m以上1.0m未満の樹木をいう。
- 「中木」とは、樹高1.0m以上の樹木をいう。
- 「高木」とは、地上1.2mの位置で測定する幹周が15cm以上の樹木をいう。

※ 助成金は、1建築主等につき2,000,000円を限度とする。